

## 会 議 録

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審議会等の<br>名称 | 令和３年第４回教育委員会（定例会）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 開催日時        | 令和３年３月２５日（木）１４：００～１５：３０                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 開催場所        | 山口市役所別館１階第２会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 公開・部分公開の区分  | 公開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 出席者         | 藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、角川委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 欠席者         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局         | 磯部教育部長、三輪教育部次長、中村教育総務課長、藤原教育施設管理課長、宮崎学校教育課長、江村社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課主査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 付議案件        | <p>議 案</p> <p>（１）山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>（２）山口市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>（３）山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>（４）山口市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則について</p> <p>（５）山口市学校給食費条例施行規則の制定について</p> <p>報 告</p> <p>（１）令和３年２月定例議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について</p> <p>（２）社会教育委員会議提言書の提出について</p>                                                                                                                                                                                                          |
|             | <p>藤本教育長      ただいまから令和３年第４回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>                    本日の会議録の署名は山本委員さんと佐々木委員さんをお願いいたします。</p> <p>                    本日は議案５件、報告２件となっています。</p> <p>                    まずこの議案の公開、非公開を確認いたします。本日の案件につきましては、市議会に上程する案件等がございませんことから、７件すべてを公開にて審議したいと思います。</p> <p>                    公開に賛成される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>                    （全員挙手）</p> <p>                    それでは本日の案件につきましては７件すべてを公開にして審議いたします。</p> <p>                    それでは、まず議案第１号の「山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いし</p> |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>ます。</p> <p>中村教育総務課長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 中村教育総務課長 | <p>議案資料①の1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号の「山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。説明は、議案参考資料②の2ページからの新旧対照表でさせていただきます。②の2ページをお開きください。改正の内容といたしましては、令和3年度の組織改編におきまして、デジタル教育の一層の推進を図ることを目的に、学校教育課内の「情報化支援担当」を「デジタル教育推進室」に改組することについて所要の改正を行うものでございます。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 藤本教育長    | <p>それでは議案第1号につきまして、意見、質問等はございませんでしょうか。ないようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案の通り承認いたします。</p> <p>続きまして議案第2号の「山口市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>宮崎学校教育課長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 宮崎学校教育課長 | <p>それでは議案第2号につきまして説明させていただきます。これにつきましては、国の働き方改革による地方公務員法及び、地方自治法の一部改正並びに、山口県条例規則の一部改正に伴い、教育委員会の関連する規則を改正するものでございます。</p> <p>それでは資料①の議案集3ページから4ページを御覧ください。併せて議案第2号、「山口市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部を改正するものでございますので、資料②の議案参考資料の8ページから11ページを御覧ください。議案参考資料で説明させていただきます。9ページですけれども、これは第3条中、第2項を削り第3項を第2項といたすとともに、第4条以下を1条ずつ繰り下げ、新たに第4条を追加するものでございます。左側が新しいものでございます。これは学校における変形労働時間制の活用に関するものでございまして、山口県条例及び規則に基づいて、教育委員会が変形労働時間制に関する週休日及び勤務時間の割り振りを定めることができるものとするものでございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。</p> |
| 藤本教育長    | <p>議案第2号について、意見、ご質問等はございませんでしょうか。意見質問等がないようでしたら、議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |          | <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案の通り承認いたします。続きまして、議案第3号の「山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>中村教育総務課長。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
|  | 中村教育総務課長 | <p>議案第3号の説明をさせていただきます。説明は、議案参考資料②の12ページでさせて頂きたいと思います。本市の奨学金制度につきましては、奨学基金を活用し、大学などに進学している学生に対し、月額4万円を上限に無利子で貸与を行っています。返還は卒業の6カ月後から開始となり、借りた期間の2倍以内の期間としています。返還方法につきましては、現在、納付書により、現金でお支払いいただいております。奨学生の利便性の向上を図るため、令和3年4月から「口座振替」での支払い、返還ができるよう、規則の第10条にございます返還方法について所要の改正をいたすものでございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>             |
|  | 藤本教育長    | <p>それでは議案第3号について意見、質問等はないでしょうか。ないようでしたら議案第3号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案の通り承認いたします。続きまして議案第4号の「山口市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>中村教育総務課長。</p>                                                                                                                                                            |
|  | 中村教育総務課長 | <p>はい。議案第4号について御説明させていただきます。説明は同じく資料②の新旧対照表の13ページを御覧ください。改正の内容といたしましては、行政手続きの市民負担軽減やデジタル化推進のため、個人や事業者が行う申請手続き等における押印について、全市的に見直しを実施する中で、本規則にかかる押印欄につきましても見直しを行うものでございます。</p> <p>なお、先月の定例会におきまして、「山口市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」の制定について御承認をいただいておりますが、この聴聞手続規則については特例規則の適用はせずに個別に改正をしようとするものでございます。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
|  | 藤本教育長    | <p>はい。それでは議案第4号について、意見質問等はないでしょうか。</p> <p>どうぞ、佐藤委員さん。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 佐藤委員     | 少し質問なのですが、本人が手書きしない場合は記名押印してくださいとあるのですが、本人でも記名はするのですよね。その場合は押印してくださいではなくやはり記名、押印という言葉なのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|  | 中村教育総務課長 | 手書き以外、記名の時にですね、パソコンで名前を入力するということをした場合にはそれがまず記名ということになって、その場合は押印が必要になるという意味でこういう表記をしています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|  | 佐藤委員     | そうか。代理人が書くわけではなくてということなのですか。私は自分で書けない、自署ができない方は代理人が書くから、代理人の場合は「押印してください」ということなのかなと思ったのですが。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|  | 中村教育総務課長 | 基本的には手書き以外の方法になります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | 佐藤委員     | はい。わかりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|  | 藤本教育長    | よろしいですか。他にございますでしょうか。なければ議案第4号について承認される方は挙手をお願いいたします。<br>(全員挙手)<br>それでは原案の通り承認いたします。<br>続きまして議案第5号の「山口市学校給食費条例施行規則の制定について」事務局から説明をお願いします。<br>中村教育総務課長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|  | 中村教育総務課長 | 議案第5号山口市給食費条例施行規則について御説明いたします。資料①の17ページを御覧ください。本市におきましては、教職員の負担軽減等を目的に、令和4年度から学校給食費の公会計制度に移行することとし、3月議会におきまして、山口市給食費条例制定議案を提出し可決されたところでございます。本規則は、給食費条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございまして、主な条項を説明をさせていただきます。18ページを御覧ください。第5条におきまして、一食当たり及び月額納付額を別表1の通りというふうに定めております。24ページを御覧ください。それぞれの一食当たり、及び月額納付額でございます。小・中学校の地域ごとに額を定めておりまして、この額は現行通り、今まで通りの額でございます。では18ページにお戻りください。第7条において、給食費の額を決定したときは、山口市学校給食決定通知書を通知すること、第8条において学校給食費負担者は原則として口座振替により納付することを定めております。19ページを御覧ください。第11条において、転入、転校、食物アレルギーなどの理由により、納付額の変更などの調整を行うことができる旨を定めております。20ページを御覧ください。第13条に置きまして、納期限内に納付がなかった場合は期限を定めて督促状を送付することを、21ページの第14条において納付がなかったときは民法に基づき、遅延損害金を徴収する旨を定めております。21ページから22ページにおきまして、学校給 |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>食負担者が災害により一時的に資力を失ったときなどに対応するための学校給食費減免規定を定めております。２３ページを御覧ください。最後に附則におきまして、本条例は公会計化移行時期にあわせ、令和４年４月１日から施行すること。この規則を施行するための準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる旨を定めております。</p> <p>以上で議案第５号の説明を終わります。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                     |
| 藤本教育長     | <p>それでは議案第５号について、意見や質問等はございませんでしょうか。</p> <p>山本委員さん。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 山本委員      | <p>２５ページの、様式第１号第６条関係なのですが、この申請をしたら中学校卒業まで、あるいは職員は市外転勤するまで継続されるということになるのでしょうか。</p> <p>保管場所はどこになるのか、保管は誰がやるのか、あるいは異動の時に資料の変更は誰が行うのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 中村 教育総務課長 | <p>申し込み自体、事務的なことはすべて教育委員会に移管されますので、学校を通じて保護者の方にもう１枚申込書の提出を依頼して、教育総務課の方で書類は保管するようになると思います。</p> <p>そこで異動等がありましたら、その都度学校から連絡をいただいて、入れ替え等の処理を行うことになると思います。</p>                                                                                                                                                                        |
| 山本委員      | <p>分かりました。ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 藤本教育長     | <p>他よろしいでしょうか。ないようでしたら議案第５号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは原案の通り承認いたします。</p> <p>続きまして報告事項に移ります。それでは、報告第１号の「令和３年２月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>磯部文化財保護課長。</p>                                                                                                          |
| 磯部文化財保護課長 | <p>はい。それでは資料③をご覧ください。</p> <p>１ページ以降で３月議会の一覧表を載せておりますけれど、今回は７人の議員さんから一般質問が出ております。一人ずつ内容について報告をさせていただきます。最初に６ページを御覧ください。</p> <p>其原議員から、令和３年度当初予算についてということで質問が出ております。教育委員会の部分は次の７ページですが、②のａ「当初予算資料において『ＩＣＴを活用した教育』の推進とあるが、ＩＣＴを活用した教育を推進することによって、授業方法や教職員の業務軽減、子どもたちの接し方や向き合う時間の確保などについてどのように変化していくと考えておられるのか伺う。」ｂ「オンラインを活用した家庭学習</p> |

について、どのように取り組んでいかれるのか伺う」c「新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての観点から、学校の水道の蛇口はレバー式や自動水栓が望ましいと考えるが、今後の取組について伺う。」d「令和3年度に予算計上している、老朽化が著しい湯田中学校のプール長寿命化改修設計について、どのような改修内容になるのか伺う。」というような質問でございます。

答弁は12ページからでございます。アンダーラインのところを中心に読んでいきますので、御覧いただければと思います。まず、ICTを活用した教育の推進における授業方法の変化についてです。本市では県内他市町に先駆けて、電子黒板やタブレット端末、無線LAN接続環境等を整備してまいりましたことから、動画や資料をもとに考える主体的な学びや、一人ひとりの考えを共有しながら意見交換する協働的な学びが増えてきております。また先進校では、近隣や他市町、海外の学校をオンラインで結ぶ遠隔授業を行っております。こうした中、今年度中の整備を進めている一人1台端末を効果的に活用することで、子どもたちは授業で自ら調べ、考えをまとめることができるほか、教員は黒板に板書をしたりする時間を短縮し、その時間を子ども同士での対話、意見交流に充てることができる、子どもたちが主役になる授業への転換をこれまで以上に加速させていくことができると考えております。次に、教職員の業務負担軽減につきましては、これまで導入してきた、ICT機器等を用いた教材資料の共有化、オンラインによる会議等や支援ツールの活用に加え、令和3年度から、欠席連絡をデジタル化するための検証を行うとともに、新たに情報教育支援アドバイザーと、情報教育支援員の増員を考えているところでございます。また、指導主事や情報教育支援員を学校に派遣し、デジタル化やICT教育の支援体制を一層充実させてまいります。こうした取組により、教職員が子どもたちと向き合う時間がさらに増えていくものと考えております。b 次にオンラインを活用した家庭学習についてです。家庭学習とは、宿題だけでなく、子どもたち自らが課題を見つけ、主体的に学びを深めていくものであります。このようなことから、今年度導入したAIドリルを、各家庭でも利用できるように、すべての児童、生徒にパスワードを配布し、また希望する家庭には端末機の貸出を行ったところでございます。今後、各家庭に端末を持ち帰ることにつきましては、このたびの貸出での課題を踏まえ検討しているところでございます。なお、オンライン学習環境等が整っていない世帯には、学習環境の早期整備について、理解と協力をお願いしているところでございます。併せて令和3年度には、就学援助世帯を対象にインターネット通信環境の整備に係る経費や、通信費の支援を行っていく予定としております。今後は、教員が指定したインターネット上の動画等を各家庭であらかじめ視聴しておくなどの学習も考えており、教

員の説明を短縮し、子どもたちの活動や意見交換をする場面を充実させるなど、効果的な授業づくりにつなげていくことを考えております。教育委員会といたしましては、ＩＣＴを活用した教育を推進することが、本物の学力を目指した学びの改革を実現するための重要な手段の一つであると考えており、一人ひとりの子どもたちが、学校や家庭での学習において、学びに向かう意欲や自律的に学ぶ力を育ててまいり所存でございます。

次、ア② cとdになります。本市の市立小・中学校における水道の蛇口は約7,000個設置しており、このうち、約800個はすでに肘などで操作が可能なレバー式や、非接触型の自動水栓としております。レバー式や自動水栓へ取り換えることは、感染拡大防止だけでなく、蛇口消毒の必要がなくなり、教職員等の負担軽減へもつながることから、令和3年度においても、長寿命化改修工事や、トイレの洋式化改修工事の中で取り換えるとともに、水道の修繕が発生した際にも実施することとしております。次に湯田中学校プール改修設計についてです。湯田中学校のプールは建築から約45年が経過し、老朽化が著しい状況でございます。こうしたことから、「山口市学校施設長寿命化計画」に基づき、プール槽などの改修工事を行う予定をしております。具体的には新築と同様の色合いや鮮明なラインのプール槽、色付きのノースリップ仕様としたプールサイド及びシャワーなどの水道設備の更新を考えております。改修にあたっては、安全安心で生徒が水泳をしたいという意欲が向上するようなプールとなるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして20ページ、富田議員からの質問です。「コロナ禍における教育行政の今後の取組について」です。イ これまで本市では「やまぐちのまち」全体を広い意味での教室であると捉え、学校、家庭、地域が一体となった地域連携教育を展開し、未来の社会を担う子どもたちを育成する取組が進められている。しかし、去年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、子どもたちと地域の方々の接する機会が減少してしまった。私としては、コロナの影響により学校と地域の絆が弱まってしまい、子どもの育ちや学びにも影響が及んでしまうのではないかと危惧している。また、来年度、他市では臨時休業等に備え、授業時間を確保するために夏休みを短縮されると聞いているが、山口市ではどうするのか。今後のコロナ禍における本市教育行政の取組について伺う。という質問でございます。

答弁は20ページからです。社会の変化が激しく予測が困難な時代の中で、子どもたちが持続可能な社会の創り手となり、未来を生き抜く力を身に付けることができるよう、学校現場における教育活動の更なる充実が期待されています。このような中、去年は全国的に長期間にわたり小・中学校が臨時休業となり、学校再開後も各学校では年間の教育課程

や学校行事の大幅な変更を余儀なくされました。議員御案内の通り、学校と地域との絆が弱まることによる、子どもたちの育ちや学びへの影響について、臨時休業明けの5月当初は懸念されておりました。しかしながら、各学校では国が示すガイドライン等を踏まえ、各行事や地域連携の内容や方法等について、改めて見直し、工夫をしたことで新たな取組が進められてきたところです。例えば学校行事につきまして、市内のある小学校では、修学旅行の行き先を、広島市から県内へ変更したため、地元のお年寄りの方をお呼びし、校内で平和学習を実施し、戦争を体験した方の生の声を聴きました。また、ある中学校では体育祭を行うにあたり子どもたちが主体となり、感染症対策を踏まえ企画・運営を行い、短い練習時間の中で素晴らしい体育祭を作り上げました。次に地域連携の取組についてですが、複数の中学校では感染症対策を講じた上で、放課後や土日を利用し、地域の方々や大学生を講師として招き、学習会を行っており、有意義な取り組みとなっています。また、ある地域では受験を控える中学生を応援するため、中学校で焼き芋をつくり応援メッセージを添えて贈る取組がありました。コミュニティ・スクールの仕組みが生かされたからこそ、コロナ禍においても温もりのある関わりが展開されたと感じることができました。小学校では、山に隣接しているいくつかの学校で「森林体験」を実施し、木の伐採などの体験学習を通して、地域の素晴らしさを再確認するとともに、将来の職業について考えるよい機会となっております。また、ある小学校では、マラウイ共和国の子どもたちとオンラインでの交流を深め、地域の方々も参画しながら、獅子舞を披露するなど、郷土の伝統文化を世界に発信する取組も行われました。そのほかにも、地域の方々から手作りマスクや、飛沫防止のアクリルボードを寄贈していただいたほか、地域・保護者の有志によりグラウンド整備を行っていただくなど、学校への支援活動が多数ございました。こうした活動を振り返る中で、本市教育委員会が実施したアンケートでは学校の取組について肯定的な意見も多くいただいております。新型コロナウイルス感染拡大は、本市のコミュニティ・スクールの活動においても変更・縮小を余儀なくされることもありましたが、学校、家庭、地域が更なる協働意識を高める機会ともなりました。また議員御案内の通り、授業時間確保のため夏休みを短縮する市がありますが、本市におきましては突発的な臨時休業が実施されない限り、現時点では夏休みの短縮を想定しておりません。授業日数の差が学力の差につながるのではないかと危惧する声もございますが、日常的な授業改革を通して、子どもたちが自ら学ぶ力を育成することが重要であると捉えております。そのため、学習する子どもたちの目指す資質・能力を明確にし「どのように学ぶか」を追求する必要があります。子どもたち自らが、生涯にわたって能動的に学び続けることで、一人ひとりの幸せな未来が開けてくる

と信じております。今後再び臨時休業になった場合においても、子どもたちが自ら学びを進めることができるようにすることこそ、本当の意味での学びの保証であると考えております。私は、常々「子どもたちに幸せになってもらいたい」「幸せな学校をつくりたい」という思いをもって教育行政に携わってまいりましたが、それはコロナ禍においても同様でございます。それらを実現させるための要となるものが「授業」であり、関心・意欲を喚起する授業をすべての教室で展開するための授業改革に取り組んでまいりました。その結果、コロナ禍においても、多くの学校で多様な授業が展開されてきており、教師の意識改革も進んでいるところでございます。さらに、授業を支えるものとして、生活に結び付いた新しい学び方も生まれています。白石小学校の「白石まるごと学びレッジ」という取組では、知識が生活と結びつき、子どもの学びを深めることにつながっております。本市では「学ぶ意欲」や「自律的に学ぶ力」は特に重要と考え、学びの改革を通して、「教師が教え込む授業」から「子どもたちが考える授業」への転換を図っております。今後もすべての市立小・中学校で、児童生徒主体で、対話・協働を手掛かりにした深い学びのある授業の推進を加速させたいと考えております。現在、多くの学校では今年度のコロナ禍における経験や、教訓をどのように生かしていくのかが課題となっており、大切なことは、授業や行事の一つ一つが、真に子どもの「学び」に有効的に機能し、子どもの力を信じた授業や学校行事が展開されることだと考えております。また、そうした「学び」は、学校の授業だけで行うものではございません。社会に即した学びを行っていくためにも、学校、家庭、地域がパートナーとなり、学校課題や地域課題等を共有しながら、実践的な取組を進めてまいります。これまで「学校づくりは、地域づくり」という考えのもと「地域とともにある学校づくり」を力強く推進してまいりましたが、積み重ねたものは本市の財産であり、強みであります。コロナ禍の状況にあっても、「できない」ではなく「できることは何か」を考えながら、「やまぐちのまち」全体で子どもたちの学びを進めることが肝要です。先行き不透明な時代にあっても、未来の山口の担い手となる子どもたちを育むためにも地域の方々と手を取り合い「教育なら山口」の取組を鋭意進めてまいります。

続きまして33ページ、尾上議員です。学校給食の危機管理についてという質問です。「小郡学校給食センターでは、年に1回防災食メニューとして『温めずに食べられるレトルト』を提供しており、それは必ずしも授業と関連付けられたものではない。この始まりは、給食センターの設備が老朽化で幾度も不具合が生じる中で導入されたものであり、1食160円の防災食は給食費で賄われている。しかし給食センターの設備上の危機管理であるならば、防災食（非常食）は市教育委員会の責任

で購入し、保管しておくべきであると考えるがいかがか。」という質問でございます。

答弁です。「小郡学校給食センター」は、施設規模の大きさから、緊急時に備え、代替食として非常食を一定数確保しています。小郡地域の小・中学校では、毎年11月5日の「津波防災の日」の前後に防災訓練を行っておりまして、訓練の一環として防災給食として非常食が提供されています。今年度は、昨年11月4日に通常の給食メニューに加え、温めずに食べることができる非常食シチューが提供されました。防災給食は、災害を身近に感じ、防災意識を高めるとともに、食事のありがたさを感じることができるなどの効果があると考えております。また、小郡地域の小・中学校の学校給食の献立は、定例献立会において決定されております。非常食を提供することも、その必要性等について同献立会において協議や試食を重ねられた上で実施を決定されており、また費用につきましても学校給食法に基づき、保護者の皆様に御負担をいただいているところであります。教育委員会においては、すべての学校給食調理場において、給食が提供できない事態が生じないよう、施設の適切な維持管理や補修、計画的な調理機器の更新など、円滑な給食運営に努めております。しかし、多くの学校給食調理場は築年数が経過しており、設備の不具合や災害など給食を提供できない事態に備えた対応の重要性につきましても認識しておりまして、危機管理としての非常食の確保につきましても、その費用負担等も含め、検討してまいりたいと考えております。

続いて37ページ、同じく尾上議員からです。ジェンダー平等についてという質問でございます。

「山口市立小・中学校では『制服』を導入している学校が多いが、制服で男女を規定することで性自認に違和感を持ち、苦しい思いをしている児童生徒がいると考える。そこで、本市において、学校における制服の在り方や自由服について議論が必要だと考えるが、教育委員会の考えを伺う。」

答弁です。制服の在り方や、自由服についての議論の必要性につきまして、文部科学省は平成27年に自認する性別の制服着用を認めるなど、きめ細やかな対応を求める通知を、また平成30年には「通学用服の選定や見直しにあたって、児童生徒や保護者等の意見を聴取したうえで決定することが望ましい」との通知をされたところでございます。これを受けまして、教育委員会といたしましては、学校における制服の在り方を見直すことや、通学用服の選択肢を増やすことは、重要な検討課題の一つであると認識しており、個々のケースに応じ、柔軟で適切な対応に努めるよう各学校に周知しております。すでに女子生徒がスカートとスラックスの選択を可能とした学校もございます。今後も教育委員会にお

きましては、通学用服の選定や見直しにあたり、性に対する多様性を尊重するとともに、アンケート調査、児童・生徒会活動や、学校運営協議会等をいかしながら、学校が主体的に判断していくことができるよう、指導を行ってまいりたいと考えております。

続いて40ページ、山本貴広議員、「市立小・中学校施設のバリアフリー化について」の質問です。「改正バリアフリー法が公布され、国の調査研究協力者会議の提言を踏まえて、文部科学省が学校施設のバリアフリー化等の推進に関するガイドラインを示されたが、本市の小・中学校施設のバリアフリー化の状況及び今までの取組について伺う。本市の学校施設のバリアフリー化を推進するにあたって、今後、どのように進めていくのか伺う。」という質問でございます。

答弁です。令和2年5月に「バリアフリー法」が改正され、床面積2,000平方メートル以上の公立小・中学校の新築等を行う場合には、「敷地境界から、主たる教室までの段差を解消する」ことが義務付けられ、また既存校舎などについても、法に積極的に適合していくよう努力義務が課せられたところでございます。本市のバリアフリー化のこれまでの取組としましては、「山口県福祉のまちづくり条例」や、「同条例施行規則」に基づき、エレベーターの設置や、敷地内通路・廊下などの段差の解消、階段における転倒防止、配慮が必要な児童・生徒や教職員が利用しやすいトイレの整備などを進めてきたところです。議員お尋ねの学校施設のバリアフリー化の現状につきましては、市立小・中学校合わせて50校ある中、エレベーターは6校、多目的トイレは48校に整備、スロープについてはほぼすべての学校に、少なくとも1カ所以上設置してきたところです。

②次に、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」において、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的にバリアフリー化の整備を行うための整備目標が示され、これを受け、文科省においても同年を目標に整備するよう通知を出されたところでございます。文科省では5年間のバリアフリー化の整備目標の設定の考え方として、「避難所の指定状況及び要配慮児童生徒や教職員の在籍状況を踏まえて重点化を図ること」、「学校施設の改修時には、バリアフリー法の基準を参考に施設全体のバリアフリー化を促進すること」、「要配慮児童生徒等の在籍状況は将来的な動向等を踏まえ柔軟な対応をすること」の3点を示しています。本市としましては、バリアフリー法が求めている基準をすべての学校に適合させていくことは多額の費用や、令和7年度を超える工事期間を要すると考えています。例えば、エレベーターで言うとバリアフリー法が求める基準であるすべての段差を解消するためには、平家建を除いた49校において、1校当たり1基から最大5基のエレベーターの設置が必要な状況です。本市といたしましては、国の示

す整備目標の考え方を念頭に、早急に対応が必要と判断したものにつきましては、各校と協議を重ねつつ、必要となる工事を速やかに実施するとともに、長寿命化改修などの学校施設改修時には、バリアフリー法が求める基準を見据えながら、整備を進めてまいりたいと考えています。

次に４５ページ、西村議員です。「教員変形労働時間制」についての質問です。「令和元年１２月に改正教職員給与特別措置法（給特法）が成立し、令和３年度から「教員変形労働時間制」が導入できるとされたが、勤務管理を行う管理職や事務職員の負担増や、授業、学校行事等の影響等が考えられる。山口県教育委員会においては、「教員変更労働時間制」を導入するための条例改正案をこのたびの県議会に提出されているが、私はそうした制度を導入することに反対である。それよりも、教職員の増員など労働環境を抜本的に改善していくべきであると考えますが、市教育委員会としてはどのようにお考えか伺う。」という質問でございます。

答弁です。「令和元年１２月に改正教職員給与特別措置法（給特法）が成立し、山口県議会定例会において、１年単位の変形労働時間制を導入するための条例改正案が提出されました。これはもう条例が成立しております。この変形労働時間制は、公立学校の教員が、繁忙期に労働時間を延長する代わりに、夏休みなどにまとめて休日を取れるようにするもので、本制度を適用するかどうかにつきましては、各学校の判断に委ねられます。本制度の導入にあたっては、本市教育委員会規則の改正が必要となりますので、県の動向を注視しつつ、条件整備を行う予定としております。これは先ほどの議案２号の規則の改正となります。また、議員御指摘の教職員定数の増員などの改善等につきましては、これまでも全国都市教育長協議会等を通じて要望しているところでございまして、今後も要望してまいりたいと考えています。本市では教職員の時間外業務時間について適切な把握に努めるとともに、年休の取りやすい職場環境づくりに努めており、ＩＣＴ機器の積極的な導入や、県内トップクラスの補助教員等の配置、「児童生徒安心支援室」の設置といった組織体制の整備などを実施し、加えて、部活動指導のあり方についての方針を示すとともに、部活動指導員の活用や、教員業務アシスタント等を配置、さらには学校給食費の公会計化を導入することなどで、さらなる教職員業務の負担を軽減するなど、ワークライフバランスのより一層の実現を図るべく、努めているところでございます。教育委員会では、引き続き教職員の負担軽減を図ってまいりますなかで、学校が「教員変形労働時間制」を適用しようとする場合は、必要に応じて学校長と協議をしてまいりたいと考えております。

続いて４９ページ、竹中議員です。「山口情報芸術センターＹＣＡＭと連携した先進教育プロジェクトの実施について」という質問です。「国

は令和元年12月に『GIGAスクール構想』を打ち出したが、本市では以前から校内LANの整備や、電子黒板・パソコンの設置など、積極的にハード整備を行ってきた。今後は「デジタル時代の学び」などのソフト面に対する教育が必要と考える。山口情報芸術センターYCAMではメディアを活用した教育を柱の一つとし展開してきた。そこで、このようなYCAMの取組を教育委員会として、『GIGAスクール構想』の中でどのように位置づけ、活かしていくのか伺う。」という質問でございます。

答弁です。本市におきましては、児童生徒一人1台端末の整備の前倒しに伴い、3月中には端末整備が完了できるように鋭意取り組んでいます。こうしたハード面の整備に加え、今後はソフト面での取組として、「情報活用能力」を児童・生徒・教職員のみならず、保護者の皆様にも同様に身に付け、高めていくことが重要であると認識しています。YCAMでは情報の収集、整理・分析、まとめ・表現に関するさまざまな知見を深め、探求の道具としての情報端末の効果的な活用のノウハウも有しております。YCAMの知見やノウハウは、「情報活用能力」を育成するために大変有効であると考え、本市における「GIGAスクール構想」の取組を進めていく上で、YCAMとの連携が重要なプロジェクトの一つであると位置づけています。具体的に申し上げますと、来年度以降3つの取組を考えており、1つ目は教職員向けのYCAMプログラムを開発し、教職員約100名がプログラムに参加する予定としております。教職員の「情報活用能力」を高めるとともに、メディア・リテラシーについての研鑽を深め、その成果を市内の教職員と共有することで児童・生徒の「学び」に反映させてまいりたいと考えております。2つ目はモデル校を選定し、児童・生徒によるテーマ設定の段階から、YCAMの持つ課題発見の手法や、情報収集、編集等のノウハウを活用することで、児童・生徒ならではの新たな視点で「地域の良さや魅力」を再発見し、成果を県内外に発信していこうとする取組でございます。こうした取組を展開することで、児童・生徒の「情報活用能力」を高めるとともに、ふるさと愛の醸成や、地域の活性化に向けての意識の高揚につなげていくことができると考えております。3つ目は、モデル校となる中学校において、YCAMの知見を取り入れながら、体育館での新たな種目を授業の中で考案していくこととしております。ルールについて、公平性や協議性を保ちつつ設定することが求められることから、その過程において発想力や思考力、論理的思考力が育まれ、ひいては「情報活用能力」の一つであるプログラミング的思考を伸ばしていくことにもつながっていくことができると考えております。教育委員会といたしましては、YCAMと連携した「先進教育プロジェクト」を展開することで、児童・生徒の「情報活用能力」を高めていき、ICTに関する知識や考

え方を身に付けるだけでなく、新しいものを創造し、表現する力を伸ばせるよう取り組んでまいる所存でございます。

そして最後に野村議員です。「金融リテラシーの向上に向けた取り組みについて」という質問でございます。教育委員会の部分は56ページの②のところになります。「学校現場における金融に関する教育」ということで、「現在は預貯金、保険、ローン、投資といった金融に関する知識を学校現場で学ぶ機会が少ない。これまでの学校現場で行っている教育のみならず、金融行動の改善に主眼を置いた教育の必要性を感じている。現状を踏まえた上での、今後の学校現場における金融に関する教育について、教育委員会の所見を伺う。」

答弁です。消費者を取り巻く環境は大きく変化をしており、学習指導要領では小・中学校において、将来の適切な消費・金融行動につながる素地となるよう、発達段階に応じた学習内容が示されているところでございます。本市の小学校では、家庭科の授業で買い物の仕組みや消費者の役割の理解、物や金銭の大切さと計画的な使い方について学習をしています。また中学校では、技術・家庭科の授業で、購入方法や支払い方法の特徴について学び、計画的な金銭管理の必要性を理解することや、消費者被害の背景とその対応等について学習しています。さらに社会科の公民の授業では、金融等の仕組みや働き、また個人や企業の経済活動における役割と責任について学んでいます。加えて、山口市消費生活センターの消費生活出前講座を開催している学校もございます。現在、本市の市立小・中学校では、知識偏重型の授業ではなく、自分の考えを深め、自らの学びについて振り返ることで、次の学びの意欲につなげるような授業を目指しております。学校現場での消費者教育も、自分の暮らしを振り返り、以後の行動に生かすことができるような、実践的な力の育成を目指してまいりたいと考えております。一方、金融に関する知識を習得することは、人が成長していく上で必要であると考えていますが、小・中学校の段階において、どこまで扱うことが適切であるのかということにつきましては、今後国、県の動きを注視してまいりたいと考えております。

一般質問については以上でございます。あと、62ページと63ページは、教育民生委員会での概況報告でございます。このたびは2点ほど報告をしております。内容は省略させていただきますが、1点目はこの1月の大雪と低温に伴う学校施設の被害状況等についての報告を行いました。2点目は山口市成人式を5月4日に延期することについての報告を行っております。議会関係は以上でございます。

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 藤本教育長 | はい。それでは報告第1号について、意見や質問等はございませんか。山本委員。 |
|-------|---------------------------------------|

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 山本委員 | 13ページです。欠席連絡のデジタル化についてお尋ねいたしますが、 |
|------|----------------------------------|

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>この件は特に何か必要なソフトがいるものなのかということと、パソコンの持ち帰りとの関係はどうなのかということを教えてください。</p> <p>どんな方法かが分からないので教えていただきたいです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 宮崎学校教育課長 | <p>はい。まずICT機器を用いた欠席連絡につきましては、これについては予算をつけまして、業者と学校が一緒にどういう内容を入れていったらいいかというところを一から研究開発して行って、よりよいものを作っていくという形で令和3年度は考えております。ですから、今すでにあるものを使うという形ではなく、今後使っていくものをより良いものにしていくということを考えております。それから端末の持ち帰りにつきましては、3月末までにすべての1万5,000台、児童生徒、教職員分が各学校に届いておりますが、ID、パスワード、アカウントなども含めて4月、5月にそれらが付与されます。まずは導入されて、それからそういったもの、アカウント等が使えるようになって、学校の方でまずは操作に慣れていくというのが最優先なのですが、このたび先行導入された3,000台のうち、1,700台近くを無償貸出しました。しかしながら貸し出した機器の一部が返ってきません。なかなか締め切りを過ぎても回収ができないような状況にございます。そういうことも含めて、貸し出せば色んなメリットがあるのですが、貸し出したことによって色々なことも想定されますので、それらをまた新年度が始まって、デジタル教育推進室の方と各学校の方で協議を進めながら、時期を見て貸し出しについては進めたいとは思っていますが、ちょっと色々課題が見えてきたところもありました。以上でございます。</p> |
| 藤本教育長    | <p>持ち帰ることで学校でも使えなくなるという課題も生じてきたということですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 宮崎学校教育課長 | <p>1,700台くらい貸し出して、締め切りまでに600台、700台弱が返ってこなかったのが、督促状を出して、3月19日までにということで、これは学校の方に設定しなおして入れるものなので、とにかく早く返してくださいというお願いしたところ、随時持ってこられてですね。</p> <p>昨日の段階であと30台くらい。これは予備として想定していたものが約100台程度あったので、もうすでに学校に入れるものについては業者に設定をお願いして、各学校に入る手順はもう整っておりますけれど、そういったことも含めて、先ほど教育長が申しましたが、持って帰ればまた学校に持ってきて使うという、学校で使うことがまずは一つ大事なことになるので、学習用具としての端末がそろわなければ、学習に支障が出るということになります。持って帰ったら持ってくるという、そのあたりのルール化も含めて、まだまだちょっと検証していかなければいけないことが多くあります。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 藤本教育長    | <p>今なぜ返さないといけないのかというクレームの電話も来ております。GIGAスクールは一人1台全員に配られて、自分のものになって</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>いるという感覚の人もいらっしゃるようです。</p> <p>いずれにしても貸与しているわけですから返していただかなければならない。これを機に買い替えた、購入されたという方もおられます。他にございますかね。</p> <p>はい、角川委員。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 角川委員     | <p>1 ついいですか。制服についてなのですけど、今制服でない学校もありますよね。今後スラックスかスカートか選べるということで、私服化とかそういうことは考えてはいないですか。制服のメリットというものを知りたいです。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 宮崎学校教育課長 | <p>このあたりにつきましては先ほどもありましたように、各学校がやはり見直しが必要になってくれば、保護者の意見や児童生徒の意見を聴取してという形を教育委員会で行うことになります。</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 角川委員     | <p>それは学校単位でしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 宮崎学校教育課長 | <p>学校単位ですね。ですから、今実際に制服の学校もありますし、私服を認めている学校もありますし、先ほどもありましたように制服の中でも女生徒のスカートとスラックスの選択を導入する学校も出てきてはいますので、基本的な考えについてはジェンダーの考え方もありますし、LGBTの考え方もありますので、そういった方々への配慮をできるようにということで、学校の方には今後議論が深まってきた時にはお願いしております。</p>                                                                                                                 |
| 横山委員     | <p>今の関連ですけど、スカートとスラックスの選択が可能な学校は今何校あるのですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 宮崎学校教育課長 | <p>今1校です。湯田中学校です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 藤本教育長    | <p>よろしいでしょうか。続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第2号の社会教育委員会議提言書の提出について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>江村社会教育課長。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| 江村社会教育課長 | <p>それでは報告第2号でございます。</p> <p>資料①の38ページを御覧ください。社会教育委員会議の提言書の提出について報告いたします。令和3年3月12日に、社会教育委員会議原田洋子議長から教育長に提出された、社会教育委員会議提言書の内容についてであります。それにつきましては資料番号②の議案参考資料26ページ以降でございます。また別添で資料番号④の持続可能な地域社会の形成に向けた社会教育のあり方についてという提言の方もございます。これらを持って御説明差し上げたいと思います。</p> <p>まずは資料②の26ページから御説明いたします。こちらにつきましては先ほど申し上げました通り、令和3年3月12日に原田洋子議長か</p> |

ら教育長へ交付がございました。この提言の提出にあたりまして、令和元年11月26日開催の社会教育委員会議から具体的な検討してまいりました。2回ほど議論を進めてまいりましたが、その後新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月開催予定だった会議を中止し、その間、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う提言内容も新たに追加で検討が必要だろうということで、そこに書いておりますが、新型コロナウイルス感染症が、人と人、地域と地域などに繋がる大きな影響を与えたのではないかという推測に立って追加の検討を行いました。計8回に渡って検討を行い、その内容につきましては、27ページから29ページに概要を載せています。

それでは提言概要につきまして30ページを御覧ください。まず地域社会を取り巻く背景といたしましては、社会環境の著しい変化が起きて、技術革新の急速な進展、激しく変動する人口動態、多発する自然災害、グローバル化による価値観の多様化など、現代社会の変化は極めて複雑で予測不可能な状況に直面しています。予測が困難な時代だからこそ、従前にも増して人々はつながり、よりよい解決策や答えを導き出すことが求められている。現状といたしましても、少子化、高齢化、人口減少等で地域社会における人とのつながりの希薄化が進行している。

次に社会教育を取り巻く環境の変化でございますが、社会に開かれた教育過程や、「地域学校協働活動」の法制化など、多様な主体との連携・協働により、子どもたちの学びを進めていくことの方向性がより明確化されています。国の中央教育審議会におきましても、人口減少時代における新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について答申が出され、地域における社会教育の意義と果たすべき役割を「『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」とし、新たな社会教育の方向性としての「開かれ、つながる社会教育の実現」を掲げたところでございます。

先ほど議論の中断もありましたが、新型コロナウイルス感染症の発生と影響というところについても、現状を把握したところでございます。まず一番目として、感染対策としてやはり物理的な距離を取ることで必要となり、物理的に人とつながることが難しい状況になりました。そして、下から3番目のところですね。テレワークやオンラインでの取り組みが、新型コロナウイルス感染症防止対策の面から急速に普及したことと、ICT技術の活用により、社会的距離を保ちながら遠隔地との距離を埋める取組が徐々に展開されてきている、そういった現状もございます。こういったことを踏まえて、地域社会に置き換えて「つながり」に着目した課題の整理を行いました。地域社会におけるつながりの依存度の低下というところがまず一点あります。価値観が多様化し、自身の生活のあり方の追求が進む中で、余暇の過ごし方や、生活におけるつな

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>がりについて地域社会から広がりを見せ、また多様なつながりが生まれるような軸が移ることになったそうでございます。こうしたことによって地域社会に特有の人と人の密接なつながりへの依存度が低下してきていると捉えることができるということです。生活の場である地域社会におけるつながりの大切さの実感というところで、こちらの生活の場である地域社会におけるつながりの大切さ、つながりを避ける傾向と多様なつながりの必要性、つながり方の多様化と特性の理解ということで4つ挙げております。こうした現状と課題を踏まえまして、持続可能な地域社会の形成に向けてとなります。持続可能な地域社会におきましては、安定した経済や暮らしの基盤の維持、人々が安全・安心に暮らせる環境であることはもとより、そこに住む人々が活躍し一人一人が豊かな人生を送るために主体的な行動ができることが重要となります。また社会教育を通じ、最終的に目指すべきは個人の幸福な人生と持続可能な活力ある社会の実現である、ということで、こちらを実現するために、あらゆる人々が社会教育により効果的な人づくり、つながりづくりに向けた取組を進めていく必要があるということです。こうしたことで、つながりづくり支援の方向性としましては、各地域交流センターをつながりの場と想定しまして、3つの視点、①「ここでつながる」②「どこかにつながる」③「大事なものでつながる」ということで方向性を示しております。この方向性を推進していくための取組として、一覧が出ております。この詳しいことにつきましては、資料の④の提言全体における14ページ以下の取り組み例として提言をいただいております。説明は以上です。</p> |
| 山本委員     | <p>この提言は教育長になされたものであって、今後この提言がどこかで一人歩きするような場面はございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 江村社会教育課長 | <p>教育長、教育委員会への提言ということの中で、今後社会教育というか全庁的な所属に関係することでございます。今、地域のウェブサイトにも情報提供いたしますし、教育委員会はもちろんですが、地域交流センターを所管している地域生活部として、小郡を始めとした各総合支所、当然21地域の地域交流センターにも情報共有いたしまして、提言をいただいた方向性に基いた取り組み例をできるところから実践していけるように取り組んでいきたいと考えております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 山本委員     | <p>別段深く追及するつもりはないのですが、例えば31ページの持続可能な地域社会の形成に向けてのところの2つ目に、「不安に苛まれ」とありますよね。苛まれるという言葉自体が非常に心理的な状況の中で苦しいとか、要は重い状況なのですよね。これは不安を感じ、という言い方ではいけなかったのかなと。苛まれという言葉が適切であったかどうかですね。</p> <p>それから、30ページの下の段ですが、「つながり」に着目した地域</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>社会の課題のところでは、「依存度が低下している」地域社会での依存度が低下しているのは、軸足が地域だけではなくて、価値観が多様化して多様なつながりに軸足が移っているからつながりが低下しているのだ、と言っておきながら、一つ飛んで次のつながりを避ける傾向と多様なつながりの必要性では、多様なつながりがいるのですよと言っている。ここのところに矛盾を感じます。それから、31ページの下です。つながりづくりの支援のためにという、結論ですが、ここでそのボランティア制度だけ具体的な方策として出ているのですよ、唐突に。このレベルでいくのであれば、他の所にもたとえば担い手を称賛するような場面があるよとか、あるいは担い手をライセンス制度にしたらどうかとか、そういった具体的な提案が出てきてもいいはずなのに、ここではすべてが抽象的なことでこのボランティア制度だけが具体化されているので、なんとなく奇異に感じたのですよね。そういったところを細かく読ませていただくと、表現をもう少し工夫をする必要があるなという部分があくつもあったものですから、これが一人歩きするときには少し気をつけたほうがいいかなと、感想として思いました。以上です。</p>                                                                                                                                                                                      |
| 江村社会教育課長 | <p>まず、先ほどつながりの部分で、不安に苛まれという表現については、社会教育委員会議の委員さんの中で、今まで対面的な活動として多かったものが急にシャットダウンされて、すごく不安感を覚えたというところで、こういった強い表現にさせていただきました。</p> <p>それと、つながりの課題につきましては、確かに多様なつながりということも認めながら、ということなのですが、こういったICTを活用して、地域社会だけではなく空間・時間を飛び越えたつながりというものも認めつつ、しかし対面というつながりも両面として今後も取り組んでいかなければならない。そのあたりは国の中央審議会の方でも課題の整理として最近出されたものでもあり、そこにも同様の考えが載っておりまして、その部分を課題の整理として図示しました。</p> <p>そして、先ほどのボランティア制度の部分が具体的で、他にライセンス制度とかそういった話もございましたが、地域社会をけん引する担い手とその活動への正しい評価の部分につきましては、実際にけん引者が、正しく、この人が単純に義務感や好きでやっているだけではなくて、活動の良さとか、そういったものを正しく評価する中で、担い手のモチベーションを高め更なる活躍を目指すとともに、その地域社会で活躍することの良さを広く伝えて次の担い手の支援を後押しするということも、一応提言には入っております。こういった先ほど言われたことにつきましては、今後、社会教育課からもこの提言の主旨説明を、地域交流センターを中心に随時行いまして、具体的なものにしていけるよう取り組んでいきたいと思っております。</p> |
| 山本委員     | 決して否定しているわけではないです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>本当に、このテーマはとても難しいのですよね。</p> <p>これにチャレンジされたこと自体は価値を見出しているのですが、要は表現の問題なのかなとも思いながら読ませていただきました。ありがとうございました。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 署名 | <p>藤本教育長      ほかよろしゅうございますか。なければ以上で本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p>                    次回の定例会は別館第1会議室で、4月27日火曜日14時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。それでは以上を持ちまして、令和3年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和3年    月        日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p> |